

(広報資料)

平成 17 年 7 月 22 日
都 市 計 画 局
(担当 都市企画部交通政策課
TEL 222-3483)

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議及び稲荷地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に係る委員の公募について

京都市では、阪急河原町駅を中心とする「河原町地区」及び JR 稲荷駅、京阪伏見稲荷駅を中心とする「稲荷地区」において、交通バリアフリー法に定められた「移動円滑化基本構想」を策定するに当たり、「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」を設立し、下記のとおり委員を公募しますので、お知らせします。

記

1 設置目的

この連絡会議は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)第2条第7項に規定する重点整備地区を対象に、同第6条に規定する移動円滑化基本構想を策定するに当たり、その案の検討を行うため設置するものです。

2 委員数及び任期

公募委員数はそれぞれの連絡会議ごとに各2名(男女1名ずつ)

任期：平成17年11月から2年間

3 応募資格

次の全ての条件を満たすことを応募資格とします。

(1) 次の区に在住又は通勤・通学の方

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議	稲荷地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議
中京区、下京区又は東山区	伏見区又は東山区

(2) 18歳以上の方(平成17年8月1日現在)

(3) 国・地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

4 応募締切

平成17年8月31日（水）（必着）

5 応募方法

募集チラシに添付の応募用紙に、必要事項及び「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に応募する理由」を200字以上400字以内で記入し、郵便、ファクシミリで交通政策課へ送付するか、又は交通政策課のホームページから応募

応募ホームページURL：

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/civil/20050801.html>

募集チラシ配布場所

阪急河原町駅	下京区役所
JR稲荷駅	東山区役所
京阪伏見稲荷駅	伏見区役所
市役所本庁舎案内所	伏見区役所深草支所
中京区役所	

6 選考

応募書類に基づき選考し、選考結果は9月中旬に、応募者全員に通知します。

7 委員の任務

委員は、任期中、計6回の連絡会議（予定）と1回の現地踏査（予定）に出席し、移動円滑化基本構想の案の検討を行います（会議は平日の昼間に開催の予定）

第1回会議は、平成17年11月の開催を予定しています。

8 報酬

会議（現地踏査を除く。）への出席ごとに、市長が別に定める額を支払います。

9 応募先・お問合せ先

〒604-8571（住所記載不要）
京都市都市計画局都市企画部交通政策課

電話 075-222-3483

FAX 075-222-3472

ホームページ：

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/index.html>

河原町地区及び稲荷地区
交通バリアフリー移動円滑化
基本構想策定連絡会議

委員公募のお知らせ



京都市では、高齢者や身体に障害がある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、交通バリアフリーの取組を進めています。平成14年10月に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、14の「重点整備地区」を対象に、平成14年度から順次「移動円滑化基本構想」を策定していく取組を進めています。

平成17年度は、河原町地区（阪急河原町駅を中心とした地区）及び稲荷地区（JR稲荷駅、京阪伏見稲荷駅を中心とした地区）において、移動円滑化基本構想策定に向けた取組を進めます。移動円滑化基本構想を策定するため、各々の地区において「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」を設立するに当たり、下記のとおり委員を公募します。

記

1 設置目的

「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」は、京都市交通バリアフリー全体構想に基づき、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第7項に規定する重点整備地区について、同第6条に規定する移動円滑化基本構想を策定するに当たり、その案の検討を行うことを目的とします。

2 委員数及び任期

公募する委員の数はそれぞれの連絡会議ごとに各2名(男女1名ずつ)とします。また委員の任期は、平成17年11月から2年間とします。

3 応募資格

次の全ての条件を満たすことを応募資格とします。

- (1) 次の区に在住又は通勤・通学の方

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議	稲荷地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議
中京区, 下京区又は東山区	伏見区又は東山区

- (2) 18歳以上の方(平成17年8月1日現在)
(3) 国・地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

4 応募締切

平成17年8月31日(水)(必着)

5 応募方法

応募用紙に、必要事項及び「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に応募する理由」を200字以上400字以内で記入し、郵便、ファクシミリで交通政策課へ送付するか、又は交通政策課のホームページから応募してください。

応募ホームページURL：

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/civil/20050801.html>

募集チラシは以下の場所で配布しています。

阪急河原町駅	下京区役所
JR 稲荷駅	東山区役所
京阪伏見稲荷駅	伏見区役所
市役所本庁舎案内所	伏見区役所深草支所
中京区役所	

6 選考

応募書類に基づき選考します。選考結果は9月中旬に、応募者全員に通知します。

7 委員の任務

委員は、任期中、計6回の連絡会議(予定)と1回の現地踏査(予定)に出席し、移動円滑化基本構想の案の検討を行います。会議は平日の昼間に開催の予定です。

第1回会議は、平成17年11月の開催を予定しています。

8 報酬

会議(現地踏査を除く。)への出席ごとに、市長が別に定める額をお支払いします。

河原町地区及び稲荷地区
交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議

公 募 委 員 応 募 用 紙

応募する地区 (どちらかに○をしてください)	河原町地区 ・ 稲荷地区
---------------------------	--------------

ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	年 月 日 (8月1日現在 歳)		
住 所	〒 ー		
通勤・ 通学先	〒 ー		
連絡先 (電話、 ファックス 又はEメール)		職 業	

*「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に応募する理由」(表題, 句読点, 改行を含み, 200字以上 400字以内) を記入してください。

記入にあたっての注意事項

- ◆ 文字は日本語の楷書でお願いします。
- ◆ 横書きでお書きください。
- ◆ 200字以上400字以内でお願いします。
- ◆ 1人につき1通とします。それを超えて応募された場合は, 全て無効となります。

